



台風第21号に関する防災情報(第3報:終報)

新庄河川事務所では、9月5日(水)2時00分、災害対策支部(注意体制・砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、管内の砂防施設の臨時点検の結果、異常が認められないこと、また、今後まとまった降雨が予想されないことから、9月5日(水)11時00分に災害対策支部(注意体制・砂防)を解除しました。

なお、9月5日(水)6時00分に災害対策支部(注意体制・河川)も解除しております。

1. 新庄河川事務所の体制

- 9月4日(火)12時30分 災害対策支部(注意体制・河川)設置
- 9月5日(水) 6時00分 災害対策支部(注意体制・河川)解除
- 9月5日(水) 2時00分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置
- 9月5日(水)11時00分 災害対策支部(注意体制・砂防)解除

新庄河川事務所記者発表についてはホームページでご覧になれます。

○新庄河川事務所 Web サイト <http://www.thr.mlit.go.jp/shinjou/>

〈記者発表:新庄新聞放送記者会〉

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0251 (代表)

副所長(河川担当) 後藤 浩志 (内線 204)

副所長(砂防担当) 齋藤 克浩 (内線 205)